

建設業における化学物質管理者講習

1 目的

令和4年労働安全衛生規則等の一部改正により、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任することが義務付けられたため、建設事業者が化学物質管理者を選任する際に、その要件として講習通達が推奨している化学物質管理者講習に準ずる講習であり、建設事業場の担当者に化学物質管理者としての知識を修得してもらうことを目的に、建設事業者に代わって実施するもの。

2 受講対象

建設事業者から化学物質管理者に選任されている者若しくは今後選任される予定のある者

3 科目及び時間(途中休憩を含む)

講習科目	範囲	時間	時間割	講師
関係法令	・労働安全衛生法、労働災害安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	60分	8:50~9:50	建災防 佐賀県 支部 講師
化学物質の危険性又は有害性並びに表示等	・化学物質の危険性及び有害性 ・化学物質による健康障害の病理及び症状 ・化学物質の危険性及び有害性等の表示、文書及び通知	90分	9:50~11:20	
化学物質の危険性又は有害性の調査	・化学物質の危険性及び有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	100分	11:20~14:00 昼食休憩 (12:00~13:00)	
化学物質の危険性又は有害性の調査	・化学物質のばく露の濃度の基準 ・化学物質の濃度の測定方法 ・化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 ・がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 ・保護具の種類、性能、使用方法及び管理 ・労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	90分	14:00~15:30	
(演習)	リスク管理マニュアルの作成	50分	15:30~16:20	

化学物質を原因とする災害発生時の対応	・災害発生時の措置	30分	16:20~16:50	
--------------------	-----------	-----	-------------	--

4 受講料（テキスト代1,925円（消費税込み）を含む。）

会 員	非会員
12,925円	13,925円

注① 会員はテキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

注③ 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 助成金

本特別教育は、いわゆる人材開発支援助成金制度の該当はありません。お間違えのないようお願いいたします。

7 受講当日の携行品

受講票・筆記用具・保護帽

8 実施日・会場

実施日 第1回【受付期間 4月15日~30日】
・5月12日

第2回【受付期間 10月5日~26日】
・11月5日

会 場 （一社）建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 電話 0952-26-1563